

(木質)ペレットとは

ペレットは、丸太や木の皮、枝などを細かくし、それを押し固めて作られ、ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として利用されています。

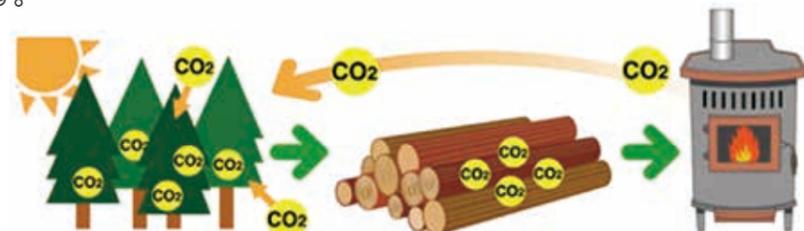
そして、ペレットは山形県の木を原料とし、山形県の工場で作られる地産地消のエネルギーです。



（株）山本製作所HPより

ペレットは環境にやさしいエネルギー

ペレットは、燃やしても二酸化炭素を増やさない、環境に良いエネルギー（再生可能エネルギー）として注目されています。これは、ペレットを燃焼すると、その場では二酸化炭素が発生しますが、木は成長するときに光合成で二酸化炭素を吸収して成長しますので、燃焼しても大気中の二酸化炭素は増えないカーボンニュートラルです。



一般社団法人 日本木質ペレット協会HPより

ペレットストーブについて

ペレットストーブは、国内外の様々な製品があります。ペレットストーブでは、ペレットを1日約7時間でおおよそ10kg使用します。価格は、30～50万円程度（別途工事費）かかり、少し高価かもしれませんが、平成27年度は、ペレットストーブ設置費用に関して山形県から1/3の補助金と、市町村によってはその県の補助金に上乗せして1/3～1/2の補助金が出ています。また通常の維持管理を行えば10年以上使用することができます。



ペレットストーブ『ほのか』
（エクセレントデザイン賞受賞）
山本製作所HPより



お問い合わせ先（山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム）

山形県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人 環境ネットやまがた）

〒990-2421 山形県山形市上桜田3-2-37

TEL 023-679-3340 FAX 023-679-3389

E-mail solar@eny.jp

【協賛】
中津川バイオマス株式会社
本事業の実施にあたっては、上記の団体から協賛をいただきました。協賛金は、エコポイントで交換する商品等に使用させていただきます。

平成27年度置賜地域ペレットエコポイント事業

再生可能エネルギーのペレット燃料を使って、 商品をGETしよう

置賜地域ペレットエコポイント事業とは

再生可能エネルギーである木質ペレットの普及や地球温暖化防止の推進を図ることを目的として、ペレットの購入者へエコポイント（EP）を発行し、このエコポイントを使ってペレットや地域の農作物、また環境にやさしい商品などと交換できる事業です。

（エコポイントの発行から交換までの流れは中面参照）



木質ペレットを購入するとエコポイントが!

エコポイントの発行について（平成28年2月29日（月）まで⇒詳細は中面）

◆エコポイントの発行対象

山形県内の世帯、及び事業者で、事前登録を行ったペレットストーブユーザーの方を対象とします。（山形県外の方、ペレットボイラーは対象外）

ペレット（小袋）の購入者（中津川バイオマス株式会社製）※事前登録必要（2/29まで）

※事前登録…ペレットを購入し、エコポイントの発行を希望される方は中津川バイオマス株式会社へ事前登録が必要です。このリーフレット中面の登録申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。（各世帯のペレットストーブの二酸化炭素削減分をまとめて、J-クレジット制度へ申請取引し、本事業の運営費に活用させていただきます。）

（参考）村山地域と庄内地域ペレットエコポイント事業も実施しており、各地域のペレット工場でエコポイントを発行しています。

村山地域 <http://eny.jp/pellet-ecopoint> 庄内地域 URL <http://eny.jp/pellet-ecopoint/shonai>

◆発行されるエコポイント(EP)数

全木ペレット・ホワイトペレット 1袋あたり1EP

※発行総数は、10,000EPとし、先着順で発行し、総数に達した時点で終了といたします。



エコポイントと交換できる商品について

エコポイントを利用して、ペレットや地域の農作物、また環境にやさしい商品等と交換できます。



詳細は中面 →

実施主体：山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアム
（事務局：山形県地球温暖化防止活動推進センター）

※本事業は、平成27年度地域活動支援・連携促進事業（環境省補助）を活用しています。

エコポイントの発行について(続き)

◆エコポイントの発行期間

平成27年10月16日(金)～平成28年2月29日(月)

●この期間にペレットを購入した方が対象になります。

◆エコポイント発行場所(ペレット販売店)

① 中津川バイオマス株式会社

(住所:〒999-0425 西置賜郡飯豊町大字宇津沢588 Tel:0238-87-0111)

② 株式会社ウマイヤ商店

(住所:〒999-0602 西置賜郡飯豊町大字萩生959-1 Tel:0238-72-2275)

③ 株式会社梅津商店

(住所:〒999-0604 西置賜郡飯豊町大字椿3672-3 Tel:0238-72-3109)

④ 有限会社ほそやでんき

(住所:〒999-1113 西置賜郡飯豊町小川白川556-1 Tel:0238-75-2124)

⑤ 有限会社まるや尾形商店

(住所:〒999-1111 西置賜郡飯豊町大字手ノ子1496-1 Tel:0238-75-2415)

⑥ 東南電気工事株式会社

(住所:〒992-0062 米沢市東2丁目4-26 Tel:0238-23-8053)

⑦ 株式会社コマレオ米沢店(代表)

[米沢店](住所:〒992-0012 米沢市金池2-5-27 Tel:0238-21-3955)

※その他、置賜地域の事業所で取り扱っています。
詳しくはHP (<http://www.komareo.com/>) をご覧ください。

⑧ 小国グリーンエナジー合同会社(ペレットマン小国店、米沢店)

[小国店](住所:〒999-1338 西置賜郡小国町大字杉沢68-2 Tel:0238-62-2903)

[米沢店](住所:〒992-0012 米沢市金池6-8-55 フォルティシモビル 2F
(美容室<trans core for hair design>2F) Tel:090-1934-2292)

商品との交換や、環境寄付について

◆商品と交換するには

- ①ペレットとの交換の場合…中津川バイオマス株式会社製のペレット販売店(上記)にてペレットと交換してください。
- ②ペレット以外の商品との交換の場合…別紙申請書(ホームページからダウンロードできます。)と交換に必要なエコポイントを、事務局の山形県地球温暖化防止活動推進センターへ郵送してください。到着後、商品の取り扱い店より商品を郵送します。(商品到着まで1ヶ月程かかる場合がございます。)

※ペレット以外の商品と交換する際に必要な申請書は(<http://eny.jp/pellet-ecopoint/okitama/index.html>)からダウンロードできます。

◆交換期間

平成27年10月16日(金)～平成28年2月29日(月) ペレットとの交換・申請書提出期限(必着)

※交換期間を過ぎたエコポイントは回収します。

◆環境寄付

対象商品等との交換で余ったエコポイントや必要のないエコポイントは、事務局に寄付することができます。寄付されたエコポイントは事業の運営費に利用させていただきます。

◆交換対象品目について

エコポイントは、以下のものと交換できます。

※置賜の木でつくったおもちゃ『もくロック』。積み木や知育玩具とも違った無垢材の雰囲気。インテリアとしても使えギフトにも喜ばれます。

商品NO	交換対象品目	EP数	対象品目の販売店名等	
101	全木ペレット10kg	20	中津川バイオマス株式会社	
102	ホワイトペレット10kg	30		
201	飯豊産つや姫1Kg	35		
202	飯豊産つや姫2Kg	65	マルシチ米穀株式会社	
203	山形県産ヒメノモチ1Kg	30		
204	赤飯パック(180g)×5袋	45		
205	飯豊産純粋はちみつ600g	110		
206	味噌切り餅(くるみ・青豆・ごま)	100		
301	ダッタンそばパスタ	20	株式会社緑のふるさと公社	
302	ダッタンそば乾麺	20		
303	ダッタンそば玄米茶	40		
304	中津川産舞茸セット	50		
305	中津川産干椎茸でかまる	25		
306	飯豊山柿酢	65		
307	雪室熟成コーヒー	50		
308	清酒若の井 雪解けの誘い	90		
309	中津川どぶろく	110		
401	もくロック24ピースセット※	110		株式会社ニューテックシンセイ



商品NO.101



商品NO.201



商品NO.202



商品NO.203



商品NO.204



商品NO.205



商品NO.206



商品NO.301



商品NO.302



商品NO.303



商品NO.304



商品NO.305



商品NO.306



商品NO.307



商品NO.308



商品NO.309



商品NO.401

(参考)エコポイント券の発行から商品交換までの流れ



「置賜地域ペレットエコポイント事業」登録申込書

事務局記入 No. _____

(申込メ切日) 平成28年2月29日(月) 必着

中津川バイオマス株式会社 宛て

※FAX・郵送・持参いずれかにより提出して下さい。

FAX 0238-87-0111 〒999-0425 西置賜郡飯豊町大字宇津沢588

※ペレットを購入し、エコポイントの発行を希望される方は、以下の空欄にもれなく記載し、中津川バイオマス株式会社に登録をして下さい。登録後に登録証が発行されます。なお、登録には、以下の「登録の条件」を承諾していただくことが必須です。

登録の条件	①ペレットストーブを設置してから、木質ペレット使用による二酸化炭素の削減量を、環境価値として、国のJ-クレジット制度でクレジット化して取引する権利を移譲すること ②以下の欄をすべて記載してください。(J-クレジット制度へ登録する際に必要な情報になります。) ※J-クレジット制度へ申請し、クレジットの取引で収益が得られた場合は、本事業の運営費に活用させていただきます。		
記入日	平成 年 月	住所	
氏名		メールアドレス	※メールアドレスがある方のみ記載
TEL		メーカー・機種	
ペレットストーブ設置時期 平成 年 月			
ペレットストーブ設置前は、主にどんな暖房器具を設置していましたか。(一つに○をつけてください)			
①石油ファンヒーター	②石油ストーブ(電気不使用)	③エアコン	④電気ストーブ
⑤ガスストーブ(LPガス)	⑥ガスストーブ(都市ガス)	⑦薪ストーブ	⑧その他・わからない等
(上記「⑧その他・わからない等」と答えた方のみ) もしペレットストーブを設置していなかったら、どんな暖房器具を設置していましたか。			
①石油ファンヒーター	②石油ストーブ(電気不使用)	③エアコン	④電気ストーブ
⑤ガスストーブ(LPガス)	⑥ガスストーブ(都市ガス)	等	

■個人情報の取扱いについて

申込書の情報は、置賜地域ペレットエコポイント事業の運営を目的とした利用に限定し、その他の目的のために使用することはありません。